

規 則

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十三号

埼玉県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県証紙条例施行規則（昭和四十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「百分の三・二四」を「百分の三・三」に、「百分の二・一六」を「百分の二・二」に、「百分の一・〇八」を「百分の一・一」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。